

# 兵庫県公報

平成26年3月31日 月曜日 第13号外

発行人  
兵庫県  
神戸市中央区下山手通  
5丁目10番1号

毎週火曜日及び金曜日発行、  
その日が休日のときはその翌日



(兵庫県民の旗 = 県旗)

## 目次

規 則	ページ
行政組織規則等の一部を改正する規則（人事課）.....	1

## 公布された法令のあらまし

### ●行政組織規則等の一部を改正する規則（規則第19号）

平成26年度の事務執行体制の整備を図るため、本庁及び地方機関の組織、事務分掌及び職制について次のとおり所要の整備を行うこととした。

#### 1 行政組織規則の一部改正

##### (1) 本庁の局、課及び室の組織改正

##### ア 企画県民部

- (7) 企画県民部県民文化局を廃止し、同局県民生活課、地域安全課及び芸術文化課を、それぞれ同部県民生活課、地域安全課及び芸術文化課に再編し、同局青少年課を健康福祉部へ移管する。
- (4) 企画県民部管理局文書課を同部文書課に再編する。
- (9) 企画県民部地域振興課及び地域再生課を同部地域振興課に再編する。
- (1) 企画県民部大学課を同部管理局大学課に再編する。
- (4) 企画県民部に消費生活課及び科学振興課を設置する。
- (8) 企画県民部管理局教育課を同局私学教育課に再編する。
- (5) 企画県民部広域行政課を同部政策調整課広域調整室に再編する。
- (7) 課又は室に設置する係を班に再編する。
- (7) 引用法令の名称を改める等規定の整備を行う。

##### イ 健康福祉部

- (7) 健康福祉部に高齢社会局を設置する。
- (4) 健康福祉部生活消費局を廃止し、同局消費生活課を企画県民部へ移管し、同局生活衛生課を健康福祉部健康局生活衛生課に再編する。
- (9) 健康福祉部社会福祉局高齢社会課を同部高齢社会局高齢対策課及び介護保険課に再編する。
- (1) 健康福祉部社会福祉局総務課、社会援護課及び福祉法人課を、同局社会福祉課及び生活支援課に再編する。
- (4) 健康福祉部子ども局少子対策課を同局子ども政策課に再編する。
- (8) 健康福祉部子ども局に青少年課を設置する。
- (5) 課又は室に設置する係を班に再編する。
- (7) その他規定の整備を行う。

##### ウ 産業労働部

- (7) 産業労働部政策労働局総務課及び産業政策課を、同局産業政策課に再編する。
- (4) 産業労働部産業振興局新産業情報課を同局新産業課に再編する。
- (9) 産業労働部国際局観光交流課及び観光振興課を同部観光交流課及び観光振興課に再編する。
- (1) 産業労働部政策労働局産業政策課産業立地室を同部産業振興局新産業課産業立地室に再編する。
- (4) 産業労働部産業振興局新産業情報課科学振興室を企画県民部に移管する。
- (8) 課又は室に設置する係を班に再編する。
- (5) その他規定の整備を行う。

##### エ 農政環境部

- (7) 農政環境部環境管理局環境整備課環境影響評価室を同局水大気課環境影響評価室に再編する。
- (4) 課又は室に設置する係を班に再編する。

(ウ) その他規定の整備を行う。

オ 県土整備部

(ア) 県土整備部まちづくり局公園緑地課21世紀の森室を廃止する。

(イ) 課又は室に設置する係を班に再編する。

(ウ) その他規定の整備を行う。

カ 出納局

課に設置する係を班に再編する。

(2) 附属機関の改正

ア 子ども・子育て会議を設置する。

イ 新型インフルエンザ等対策有識者会議を設置する。

(3) 地方機関の組織改正

ア 県民局及び県民センター

(ア) 神戸県民局を神戸県民センターに再編し、同局総務室、県民室並びに企画課及び連携・ビジョン課を同センター県民交流室に再編するとともに、同局ハーバランド庁舎経営室を廃止する。

(イ) 阪神南県民局を阪神南県民センターに再編し、同局総務企画室、県民協働室及び産業振興・地域連携課を同センター県民交流室に再編する。

(ロ) 阪神北県民局総務企画室、県民協働室並びに里山・地域づくり課及び商工労政課を同局総務企画室及び県民交流室に再編する。

(ハ) 東播磨県民局総務企画室、県民室並びに水辺地域づくり課及びものづくり産業課を同局総務企画室及び地域振興室に再編する。

(ニ) 北播磨県民局総務企画室、県民生活室並びに地域振興課及び商工労政課を同局総務室、県民交流室並びに企画課及びビジョン課に再編する。

(ホ) 中播磨県民局を中播磨県民センターに再編し、同局総務企画室、県民室並びに銀の馬車道課及び商工労政課を同センター県民交流室に再編する。

(ヘ) 西播磨県民局県民室並びに地域づくり課及び商工労政課を同局県民交流室に再編する。

(セ) 但馬県民局県民協働室及び地域政策室を同局地域政策室に再編する。

(ゼ) 丹波県民局総務企画室、県民室並びに恐竜まちづくり課及び産業・ツーリズム課を同局県民交流室に再編する。

(カ) 淡路県民局県民生活室及び公園島推進室を同局県民交流室に再編する。

(キ) 阪神南県民局県民協働室環境課及び中播磨県民局県民室環境課を廃止し、所掌事務又は所掌事務の一部をそれぞれ阪神北県民局県民交流室及び西播磨県民局県民交流室に移管する。

(ク) 北播磨県民局加東健康福祉事務所検査室及び丹波県民局丹波健康福祉事務所検査室を廃止する。

(ケ) 神戸県民局神戸農林水産振興事務所の所掌事務の一部を東播磨県民局加古川農林水産振興事務所に移管するとともに、神戸県民局神戸農林水産振興事務所を同局神戸農林振興事務所に、同局神戸農林水産振興事務所農水産課を同局神戸農林振興事務所農政振興課にそれぞれ再編する。

(コ) 西播磨県民局光都農林水産振興事務所の所掌事務の一部を中播磨県民局姫路農林水産振興事務所に移管するとともに、西播磨県民局光都農林水産振興事務所水産漁港課を廃止し、同局光都農林水産振興事務所を同局光都農林振興事務所に再編する。

(サ) 但馬県民局豊岡農林水産振興事務所新温泉農業改良普及センター地域課及び経営課を同センター地域・経営課に再編する。

(シ) 神戸県民局神戸土木事務所まちづくり課、阪神南県民局西宮土木事務所まちづくり建築課及び西播磨県民局光都土木事務所まちづくり建築課を廃止し、所掌事務をそれぞれ県土整備部まちづくり局都市政策課等、阪神北県民局宝塚土木事務所及び中播磨県民局姫路土木事務所に移管する。

(ス) 中播磨県民局姫路土木事務所まちづくり建築課を同事務所まちづくり建築第1課及びまちづくり建築第2課に再編する。

(セ) 丹波県民局丹波土木事務所河川砂防課及び公園ダム課を同事務所河川課及び公園砂防課に再編する。

(ゼ) 東播磨県民局加古川土木事務所東播磨南北道路対策室南部整備課及び北部整備課を同室南北道整備課に再編する。

(カ) 西播磨県民局光都土木事務所河川復興室復興用地対策第1課及び復興用地対策第2課を同室復興用地対策課に再編し、同室復興事業第5課を廃止する。

- (ト) 阪神南県民局尼崎港管理事務所に河川整備課を設置する。
- イ 職員健康管理センター健康管理課及び健康指導室を同センター健康づくり課に再編する。
- ウ 県立こどもの館<sup>やかた</sup>に係る規定を削除する。
- エ 県立身体障害者更正相談所に事業課を設置する。
- オ 県立農林水産技術総合センター農業技術センター環境・病害虫部を同センター病害虫部に再編する。
- カ 姫路家畜保健衛生所総務課及び安全対策課を同家畜保健衛生所安全対策課に再編する。
- キ 県立林業研修館に係る規定を削除する。
- (4) 職制の改正
  - ア 本庁の組織の長として設置する職に班長を追加し、係長を廃止する。
  - イ 本庁の組織に設置することがある職に県民生活局長、科学情報局長、参事（政策統計担当）、参事（淡路プロジェクト担当）、団地再生参事及び主任児童指導専門員又は児童指導専門員の職を追加するとともに、部参事（医療制度担当）、局参事、課参事（特区広域調整担当）、課参事（特定課題・プロジェクト担当）、課長補佐及び係長を廃止する。
  - ウ 県民局に設置することがある職から交流連携参事、北摂都市活性化参事、地域振興参事及びまちむら交流参事を廃止するとともに、阪神活性化参事、交流観光参事、元気づくり参事、ジオパーク参事及び大丹波連携参事を県民局又は県民センターの室に設置することがある職に再編する。
  - エ 県民局及び県民センターの組織に設置することがある職に未来島参事、県民協働参事、次長、室長補佐及び地域再生専門官を追加するとともに、副室長及び主幹を廃止する。
  - オ 県民局及び県民センター以外の地方機関に設置することがある職から主幹を廃止する。
  - カ 県立こどもの館<sup>やかた</sup>に置く職及びその職務に係る規定を削除する。
  - キ 県立林業研修館長の職に充てる職員に係る規定を削除する。
- (5) 臨時に置く組織及び職
  - 科学情報局長及び参事（淡路プロジェクト担当）の設置期限を平成29年3月31日とする等組織及び職の設置期限を見直す。
- (6) その他
  - その他規定の整備を行う。
- 2 労働委員会事務局組織規則及び収用委員会事務局の設置等に関する規則の一部改正
  - 労働委員会及び収用委員会の事務局の課に設置する係を班に再編するとともに、班に班長を設置する規定の整備を行う。
- 3 地方公営企業法第39条第2項の知事が定める職に関する規則及び地方公営企業法第15条第1項ただし書の主要な職員に関する規則の一部改正
  - 企業庁及び病院局の職制の変更に伴い、規定の整備を行う。

規 則

行政組織規則等の一部を改正する規則をここに公布する。

平成26年 3月31日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

兵庫県規則第19号

行政組織規則等の一部を改正する規則

(行政組織規則の一部改正)

第1条 行政組織規則(昭和36年兵庫県規則第40号)の一部を次のように改正する。

目次中「第37条」を「第37条の2」に、「県民局(」を「県民局及び県民センター(」に、「第15節の4 県立こどもの館(第131条の11 第131条の14)」を「第15節の4 削除」に、「・第138条」を「 第138条の2」に、「第234条の2」を「第234条」に、

「第45節 県立林業研修館(第234条の3・第234条の4)

第46節 森林動物研究センター(第235条 第239条)

第47節から第65節まで 削除

第66節 県立淡路景観園芸学校(第307条 第311条)

第67節 雑則(第312条 第370条)

を

「第45節 森林動物研究センター（第235条 第239条）  
第46節から第64節まで 削除  
第65節 県立淡路景観園芸学校（第307条 第311条）  
第66節 雑則（第312条 第370条）」

に、

「第2節 県民局の職制（第383条 第385条の3）  
第3節 県民局以外の地方機関の職制（第386条 第391条）」

を

「第2節 県民局及び県民センターの職制（第383条 第385条の3）  
第3節 県民局及び県民センター以外の地方機関の職制（第386条 第390条）」

に改める。

第5条の2を次のように改める。

（内部組織）

第5条の2 企画県民部に、次の表に掲げる課を置き、課に班を置く。

課名	班名
秘書課	秘書班 総務班
広報課	企画報道班 地域広報班
芸術文化課	企画振興班 事業調整班 事業運営班
政策調整課	政策班 調整班
エネルギー対策課	エネルギー対策班 水資源班
文書課	文書管理班 法務班
ビジョン課	ビジョン班 政策分析班
地域振興課	地域づくり班 地域再生班 地域活性化班
統計課	普及調整班 政策統計班 人口統計班 経済統計班 生活統計班
県民生活課	参画協働班 ふれあい推進班
消費生活課	消費政策班
地域安全課	地域安全対策班
科学振興課	科学政策班
情報企画課	情報管理班 高度情報化班

2 前項に定めるもののほか、企画県民部に、次の表に掲げる局及び課を置き、課に班及び隊を置く。

局名	課名	班名等
企画財政局	総務課	総務企画班 経理班
	財政課	財政企画班 予算班
	税務課	管理班 税制企画班 税収対策班 課税班 システム・管理班 個人住民税特別対策班
	新行政課	改革推進班 組織・事務改革班

	市町振興課	企画班 財政班 選挙班
管理局	人事課	人事班 定員給与班
	職員課	管理班 福利厚生・共済班 年金班
	管財課	管理班 庁舎保全班 財産・車両班
	私学教育課	私学教育班 幼児教育・教育振興班
	大学課	大学振興班
防災企画局	防災企画課	防災企画班
	防災計画課	防災計画班
	復興支援課	復興調整班 震災20周年事業班 生活支援班
災害対策局	災害対策課	防災・危機管理班 訓練・指導班
	消防課	消防班 消防防災航空隊
	産業保安課	産業保安班

3 次の表の左欄に掲げる課に、それぞれ同表の中欄に定める室を置き、当該室に、それぞれ同表の右欄に定める班を置く。

課名	室名	班名
秘書課	儀典室	儀典班
広報課	広聴室	広聴相談班
政策調整課	広域調整室	地方分権班
文書課	県民情報センター	県民情報班
	公益法人室	公益・宗教法人班
県民生活課	協働推進室	県民運動・交流広場班 NPO・ボランティア活動支援班
地域安全課	交通安全室	交通安全対策班
情報企画課	システム管理室	システム運用班
財政課	資金財産室	資金財産班
防災計画課	広域企画室	広域企画班
災害対策課	防災情報室	防災情報班

第5条の2の2を削る。

第5条の3第2項第4号中「社会援護課」を「生活支援課」に改める。

第5条の4の2を次のように改める。

(芸術文化課の事務)

第5条の4の2 芸術文化課においては、次に掲げる事務をつかさどる。

- (1) 芸術及び文化に関する総合的施策の企画及び推進に関すること。
- (2) 芸術及び文化に関する行政の総合調整に関すること。
- (3) 芸術及び文化の振興に関すること。
- (4) 兵庫県民会館、兵庫県立尼崎青少年創造劇場、兵庫陶芸美術館、兵庫県立芸術文化センター及び兵庫県立美術館のうち王子分館に関すること。
- (5) 公益財団法人兵庫県芸術文化協会に関すること。

(6) 前各号に掲げるもののほか、芸術及び文化に関すること。

第5条の4の3を削る。

第5条の5中「おいては」の右に「、次項に定める事務のほか」を加え、同条第5号中「前各号」の右に「及び次項各号」を加え、同条に次の1項を加える。

2 広域調整室においては、次に掲げる事務をつかさどる。

- (1) 全国知事会との連絡に関すること。
- (2) 大阪湾臨海地域及び関連整備地域の整備の総合的推進に関すること。
- (3) 関西圏等における広域的な地域連携に関すること。
- (4) 近畿地方行政連絡会議に関すること。
- (5) 関西広域連合との連絡に関すること。
- (6) 前各号に掲げるもののほか、特に命じられた事務

第5条の6の4を削る。

第5条の6の3中第14号を第15号とし、第9号から第13号までを1号ずつ繰り下げ、第8号の次に次の1号を加える。

(9) 地域再生大作戦の総合調整に関すること。

第5条の6の3を第5条の6の4とし、第5条の6の2を第5条の6の3とし、第5条の6の次に次の1条を加える。

(文書課の事務)

第5条の6の2 文書課においては、次項及び第3項に定める事務のほか、次に掲げる事務をつかさどる。

- (1) 知事印、副知事印及び県印の管守に関すること。
- (2) 知事名又は副知事名で施行する文書の審査に関すること。
- (3) 文書の收受、発送、編集及び保存に関すること。
- (4) 県公報の編集発行に関すること。
- (5) 公文書館法（昭和62年法律第115号）の施行に関すること。
- (6) 官報報告に関すること。
- (7) 法令案の審査並びに法令の解釈及び整備に関すること。
- (8) 法令及びその運用に関する調査研究及び資料の収集に関すること。
- (9) 不服申立て、訴訟等の総括に関すること。
- (10) 行政手続制度に関すること。
- (11) 県法令集に関すること。
- (12) 兵庫県公館に関すること（県政資料館部門（歴史資料部門に限る。）に関するものに限る。）

2 県民情報センターにおいては、次に掲げる事務をつかさどる。

- (1) 情報公開の企画及び総合調整に関すること。
- (2) 個人情報の保護に関する総合的施策の企画及び推進に関すること。
- (3) 個人情報の保護に関する行政の総合調整に関すること。
- (4) 情報公開・個人情報保護審議会に関すること。

3 公益法人室においては、次に掲げる事務をつかさどる。

- (1) 公益社団法人又は公益財団法人の認定及び監督に関すること。
- (2) 民法（明治29年法律第89号）の規定により社団法人又は財団法人として設立された法人の一般社団法人又は一般財団法人への移行の認可及び監督に関すること。
- (3) 認可特定保険業者の監督に関すること。
- (4) 公益信託ニ関スル法律（大正11年法律第62号）第1条の規定による公益信託に係る許可及び一般的指導監督に関すること。
- (5) 宗教法人法（昭和26年法律第126号）の施行に関すること。
- (6) 公益認定等委員会に関すること。

「第2款 県民文化局」を削る。

第5条の8の次に次の1条を加える。

(消費生活課の事務)

第5条の8の2 消費生活課においては、次に掲げる事務をつかさどる。

- (1) 消費者の利益の擁護及び増進並びに科学的生活の推進（以下「消費生活の推進等」という。）に関する

総合的施策の企画及び推進に関すること。

- (2) 消費生活の推進等に関する行政の総合調整に関すること。
- (3) 不当景品類及び不当表示防止法（昭和37年法律第134号）の施行に関すること。
- (4) 特定商取引に関する法律（昭和51年法律第57号）の施行に関すること。
- (5) ゴルフ場等に係る会員契約の適正化に関する法律（平成4年法律第53号）の施行に関すること。
- (6) 消費生活協同組合法（昭和23年法律第200号）の施行に関すること。
- (7) 物価問題に関すること。
- (8) 国民生活安定緊急措置法（昭和48年法律第121号）の施行に関すること（他課室の所掌に属するものを除く。）。
- (9) 生活関連物資等の買占め及び売惜しみに対する緊急措置に関する法律（昭和48年法律第48号）の施行に関すること（他課室の所掌に属するものを除く。）。
- (10) 県立健康生活科学研究所生活科学総合センターに関すること。
- (11) 県民生活審議会に関すること（消費者の利益の擁護及び増進、消費者苦情の処理等に係る調査審議、調停等に関するものに限る。）。
- (12) 前各号に掲げるもののほか、消費生活の推進等に関すること。

第5条の10及び第6条を次のように改める。

（科学振興課の事務）

第5条の10 科学振興課においては、次に掲げる事務をつかさどる。

- (1) 科学技術の振興の総合調整及び推進に関すること。
- (2) 県立先端科学技術支援センターに関すること。
- (3) 公益財団法人ひょうご科学技術協会及び公益財団法人計算科学振興財団に関すること。
- (4) 兵庫県科学技術会議に関すること。

（情報企画課の事務）

第6条 情報企画課においては、次項に定める事務のほか、次に掲げる事務をつかさどる。

- (1) 情報通信に関する企画及び総合調整に関すること。
- (2) 情報通信に関する施策の推進に関すること。
- (3) 行政の情報化に関する企画及び総合調整に関すること。
- (4) 行政の情報化に関する施策の推進に関すること。
- (5) 情報セキュリティ対策に関する企画及び調整に関すること。

2 システム管理室においては、次に掲げる事務をつかさどる。

- (1) 電子計算組織の適用業務の企画調整及び処理に関すること。
- (2) 電子計算組織の管理及び運営に関すること。
- (3) 高度情報通信基盤の整備に関する企画及び推進に関すること。

第7条第15号中「東京職員住宅」を「東京職員公舎」に改め、同条第16号中「県民局」の右に「、県民センター」を加える。

第2章第1節第3款を同節第2款とする。

第13条第7号中「社会援護課」を「生活支援課」に改め、同条第10号中「職員住宅」を「職員公舎」に改める。

第14条第5号中「県民局長」の右に「又は県民センター長」を加える。

第15条及び第16条を次のように改める。

（私学教育課の事務）

第15条 私学教育課においては、次に掲げる事務をつかさどる。

- (1) 私立学校法（昭和24年法律第270号）の施行に関すること。
- (2) 私立学校審議会に関すること。
- (3) 公益社団法人兵庫県私学振興協会に関すること。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、大学課及び兵庫県教育委員会の所掌に属しない教育に関すること。

（大学課の事務）

第16条 大学課においては、次に掲げる事務をつかさどる。

- (1) 公立大学法人兵庫県立大学に関すること。
- (2) 前号に掲げるもののほか、大学に関すること。

(3) 公立大学法人評価委員会に関すること。

(4) 県立大学附属高等学校及び県立大学附属中学校に関すること。

第2章第1節第4款を同節第3款とする。

第17条の2第1項第5号中「東南海・南海地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法」を「南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法」に改める。

第2章第1節第5款を同節第4款とする。

第19条第1項中第11号を第12号とし、第10号を第11号とし、同項第9号中「及び緊急対処事態対策本部」を「緊急対処事態対策本部及び新型インフルエンザ等対策本部」に改め、同号を同項第10号とし、同項第4号から第8号までを1号ずつ繰り下げ、同項第3号の次に次の1号を加える。

(4) 新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号）の施行に関すること（指定地方公共機関の指定及び感染防止のための協力要請に関するものに限る。）

第2章第1節第6款を同節第5款とする。

第21条を次のように改める。

第21条 健康福祉部に、次の表に掲げる局及び課を置き、課に班を置く。

局名	課名	班名
社会福祉局	社会福祉課	総務調整班 経理班 福祉企画班 福祉基盤推進班
	生活支援課	生活保護・自立支援班 恩給援護班
	人権推進課	人権推進班
	医療保険課	医療福祉班 国民健康保険班
高齢社会局	高齢対策課	企画調整班 地域包括ケア推進班
	介護保険課	計画調整班 介護基盤整備班
障害福祉局	障害福祉課	障害政策班 身体・知的障害福祉班 精神障害福祉班
	障害者支援課	社会参加支援班 施設整備・就労対策班
こども局	こども政策課	こども企画班 こども育成班
	児童課	児童福祉班 家庭福祉班
	青少年課	青少年育成班 青少年指導班
	男女家庭課	男女共同参画班 家庭応援班
健康局	医務課	企画調整班 医療人材確保班 医療指導班
	疾病対策課	感染症班 がん・難病対策班
	健康増進課	健康政策班 保健・栄養指導班 歯科口腔保健班
	薬務課	薬務指導班 薬務対策班
	生活衛生課	環境衛生班 食の安全安心推進班

2 次の表の左欄に掲げる課に、それぞれ同表の中欄に定める室を置き、当該室に、それぞれ同表の右欄に定める班を置く。

課名	室名	班名
社会福祉課	情報事務センター	統計・補助金班
障害福祉課	いのち対策室	いのち対策班
健康増進課	受動喫煙対策室	受動喫煙対策班

第22条の見出し及び同条第1項中「総務課」を「社会福祉課」に改め、同項第11号を次のように改める。



(11) 地域福祉に関する施策の企画及び推進に関すること。

第22条第1項第12号を同項第27号とし、同項第11号の次に次の15号を加える。

(12) 社会福祉法（昭和26年法律第45号）の施行に関すること（他課室の所掌に属するものを除く。）

(13) 民生委員法（昭和23年法律第198号）の施行に関すること。

(14) 社会保障制度に係る調整に関すること（他課室の所掌に属するものを除く。）

(15) 地域住民の協働による社会福祉活動の振興に関すること。

(16) 民間社会福祉事業の振興に関すること。

(17) 生活福祉資金に関すること。

(18) 介護福祉士等修学資金に関すること。

(19) 災害弔慰金の支給等に関する法律（昭和48年法律第82号）の施行に関すること。

(20) 災害援護基金に関すること。

(21) 社会福祉施設の監査に関すること（他課室の所掌に属するものを除く。）

(22) 社会福祉施設職員等退職手当共済法（昭和36年法律第155号）の施行に関すること。

(23) 県立健康生活科学研究所（他課室の所掌に属するものを除く。）保健所、社会福祉研修所、兵庫県福祉センター（視聴覚障害者情報提供施設を除く。）県立総合リハビリテーションセンター（他課室の所掌に属するものを除く。）及び県立西播磨総合リハビリテーションセンターに関すること。

(24) 社会福祉法人兵庫県社会福祉協議会及び社会福祉法人兵庫県社会福祉事業団に関すること。

(25) 社会福祉審議会に関すること。

(26) 第11号から前号までに掲げるもののほか、地域福祉及び社会福祉法人等に関すること。

第23条及び第24条を次のように改める。

（生活支援課の事務）

第23条 生活支援課においては、次に掲げる事務をつかさどる。

(1) 生活保護法（昭和25年法律第144号）の施行に関すること。

(2) ホームレスの自立の支援等に関する特別措置法（平成14年法律第105号）の施行に関すること（他課室の所掌に属するものを除く。）

(3) 行旅病人及行旅死亡人取扱法（明治32年法律第93号）の施行に関すること。

(4) 旧軍人軍属及びその遺族の恩給に関すること。

(5) 旧軍人軍属の叙位及び勲章に関すること。

(6) 戦傷病者戦没者遺族等援護法（昭和27年法律第127号）の施行に関すること。

(7) 戦傷病者特別援護法（昭和38年法律第168号）の施行に関すること。

(8) 戦傷病者等の妻に対する特別給付金支給法（昭和41年法律第109号）の施行に関すること。

(9) 戦没者等の遺族に対する特別弔慰金支給法（昭和40年法律第100号）の施行に関すること。

(10) 戦没者等の妻に対する特別給付金支給法（昭和38年法律第61号）の施行に関すること。

(11) 戦没者の父母等に対する特別給付金支給法（昭和42年法律第57号）の施行に関すること。

(12) 未帰還者留守家族等援護法（昭和28年法律第161号）の施行に関すること。

(13) 未帰還者に関する特別措置法（昭和34年法律第7号）の施行に関すること。

(14) 引揚者給付金等支給法（昭和32年法律第109号）の施行に関すること。

(15) 引揚者等に対する特別交付金の支給に関する法律（昭和42年法律第114号）の施行に関すること。

(16) 中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）の施行に関すること。

(17) 旧軍人軍属の未帰還者及び未引揚邦人の調査に関すること。

(18) 旧軍人軍属の死没者の公報、遺骨及び遺留品に関すること。

(19) 引揚者の援護に関すること。

(20) 遺族及び留守家族の援護に関すること。

(21) 戦没者の身分調査に関すること。

(22) 前各号に掲げるもののほか、生活保護、旧軍人軍属の援護及び子どもの貧困対策に関すること。

（人権推進課の事務）

第24条 人権推進課においては、次に掲げる事務をつかさどる。

(1) 人権に関する総合的施策の企画及び調整に関すること。

(2) 人権啓発事業に関すること。

- (3) 県立のじぎく会館に関すること。
- (4) 公益財団法人兵庫県人権啓発協会に関すること。

第2章第2節第5款を削る。

第30条を次のように改める。

(こども政策課の事務)

第30条 こども政策課においては、次に掲げる事務をつかさどる。

- (1) 少子対策及び子育て支援に関する総合的企画及び調整に関すること。
- (2) 少子対策及び子育て支援に係る計画に関すること。
- (3) 少子対策、子育て支援及び児童福祉に関する施策の企画及び推進に関すること。
- (4) 児童福祉法の施行に関すること(放課後児童健全育成事業、地域子育て支援拠点事業、一時預かり事業、家庭的保育事業、小規模保育事業、居宅訪問型保育事業、事業所内保育事業、病児保育事業、子育て援助活動支援事業、保育所、幼保連携型認定こども園及び保育士に関するものに限る。)
- (5) 子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号)の施行に関すること。
- (6) 認定こども園に関すること。
- (7) 幼児教育事業に関すること。
- (8) 子ども・子育て会議に関すること。
- (9) 前各号に掲げるもののほか、少子対策及び子育て支援に関すること。

第31条中第3号を削り、第4号を第3号とし、第5号を第4号とし、同条第6号中「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律(平成13年法律第31号)」を「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律(平成13年法律第31号。以下「配偶者暴力防止法」という。)」に改め、同号を同条第5号とし、同条中第7号を第6号とし、第8号を削り、第9号を第7号とし、第10号から第14号までを2号ずつ繰り上げる。

第31条の2第8号を同条第9号とし、同条第7号中「県立ひょうご女性交流館」を「県立男女共同参画センター(しごと支援課の所掌に属するものを除く。)、県立こどもの館及び県立ひょうご女性交流館」に改め、同号を同条第8号とし、同号の前に次の1号を加える。

- (7) 子育て支援に関する施策の調整及び実施に関すること。

第31条の2第6号を削り、同条中第5号を第6号とし、第4号を第5号とし、第3号の次に次の1号を加える。

- (4) 児童福祉法の施行に関すること(児童厚生施設に関するものに限る。)

第2章第2節第4款中第31条の2を第33条とする。

第31条の次に次の1条を加える。

(青少年課の事務)

第32条 青少年課においては、次に掲げる事務をつかさどる。

- (1) 青少年に関する総合的施策の企画及び推進に関すること。
- (2) 青少年に関する行政の総合調整に関すること。
- (3) 青少年の指導、保護及び育成に関すること。
- (4) いじめ防止対策推進法(平成25年法律第71号)の施行に関すること(学校の設置者又はその設置する学校が行った調査の結果についての調査に関するものに限る。)
- (5) 県立いえしま自然体験センター、県立神出学園及び県立山の学校に関すること。
- (6) 公益財団法人兵庫県青少年本部に関すること。
- (7) 青少年愛護審議会に関すること。

第2章第2節第4款を同節第5款とする。

第28条第1項中第13号を削り、第14号を第13号とし、第15号を第14号とし、第16号を第15号とする。

第2章第2節第3款を同節第4款とする。

第27条を次のように改める。

(介護保険課の事務)

第27条 介護保険課においては、次に掲げる事務をつかさどる。

- (1) 介護保険に関する施策の企画及び推進に関すること。
- (2) 老人福祉法(昭和38年法律第133号)の施行に関すること(他課室の所掌に属するものを除く。)
- (3) 介護保険法(平成9年法律第123号)の施行に関すること。

- (4) 介護保険財政安定化基金に関すること。
- (5) 介護保険審査会に関すること。
- (6) 軽費老人ホームに関すること。
- (7) 介護保険施設等の整備に関すること。
- (8) 地域における公的介護施設等の計画的な整備等の促進に関する法律（平成元年法律第64号）の施行に関すること。
- (9) 前各号に掲げるもののほか、介護保険に関すること。

第26条を削る。

第25条の見出し及び同条中「高齢社会課」を「高齢対策課」に改め、同条第3号から第5号までを削り、同条第6号を同条第3号とし、同条第7号を同条第4号とし、同号の次に次の2号を加える。

- (5) 地域包括ケアシステムの推進に関すること。
- (6) 地域リハビリテーションシステムの構築に関すること。

第25条中第9号を第7号とし、第10号から第13号までを削り、同条第14号中「介護保険及び」を削り、同号を同条第8号とし、同条を第26条とする。

第24条の次に次の1条及び款名を加える。

（医療保険課の事務）

第25条 医療保険課においては、次に掲げる事務をつかさどる。

- (1) 国民健康保険の趣旨の普及に関すること。
- (2) 国民健康保険の保険者の指導及び監督に関すること。
- (3) 保険医療機関、保険薬局、保険医及び保険薬剤師の指導監督に関すること（国民健康保険に関するものに限る。）
- (4) 国民健康保険の保険者に対する国庫負担金、国庫補助金及び調整交付金等の交付に関すること。
- (5) 高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）の施行に関すること（他課室の所掌に属するものを除く。）
- (6) 後期高齢者医療財政安定化基金に関すること。
- (7) 老人、乳幼児等、重度障害者及び重度障害児の医療費の公費負担に関すること。
- (8) 母子家庭等医療費給付事業に関すること。
- (9) 国民健康保険審査会及び後期高齢者医療審査会に関すること。
- (10) 前各号に掲げるもののほか、医療保険制度に関すること。

第3款 高齢社会局

第35条第12号を同条第13号とし、同条第11号中「感染症診査協議会」の右に「及び新型インフルエンザ等対策有識者会議」を加え、同号を同条第12号とし、同条中第10号を第11号とし、第5号から第9号までを1号ずつ繰り下げ、第4号の次に次の1号を加える。

- (5) 新型インフルエンザ等対策特別措置法の施行に関すること（行動計画の作成又は変更及び医療体制に関することに限る。）

第37条第5号を次のように改める。

- (5) 移植に用いる造血幹細胞の適切な提供の推進に関する法律（平成24年法律第90号）の施行に関すること。

第37条第8号中「薬物による中毒防止」を「薬物乱用防止」に改め、第2章第2節第6款中同条の次に次の1条を加える。

（生活衛生課の事務）

第37条の2 生活衛生課においては、次に掲げる事務をつかさどる。

- (1) 興行場法（昭和23年法律第137号）の施行に関すること。
- (2) 旅館業法（昭和23年法律第138号）の施行に関すること。
- (3) 公衆浴場法（昭和23年法律第139号）の施行に関すること。
- (4) 公衆浴場の確保のための特別措置に関する法律（昭和56年法律第68号）の施行に関すること。
- (5) 物価統制令（昭和21年勅令第118号）による入浴料金に関すること。
- (6) 理容師法（昭和22年法律第234号）の施行に関すること。
- (7) クリーニング業法（昭和25年法律第207号）の施行に関すること。
- (8) 美容師法（昭和32年法律第163号）の施行に関すること。

- (9) 生活衛生関係営業の運営の適正化及び振興に関する法律(昭和32年法律第164号)の施行に関する事。
- (10) 墓地、埋葬等に関する法律(昭和23年法律第48号)の施行に関する事。
- (11) 建築物における衛生的環境の確保に関する法律(昭和45年法律第20号)の施行に関する事。
- (12) 鼠族、昆虫等の駆除に関する事。
- (13) 胞衣及び産汚物に関する事。
- (14) 水道法(昭和32年法律第177号)の施行に関する事。
- (15) 水道原水水質保全事業の実施の促進に関する法律(平成6年法律第8号)の施行に関する事。
- (16) 食品衛生法(昭和22年法律第233号)の施行に関する事。
- (17) 調理師法(昭和33年法律第147号)の施行に関する事。
- (18) 製菓衛生師法(昭和41年法律第115号)の施行に関する事。
- (19) 有害物質を含有する家庭用品の規制に関する法律(昭和48年法律第112号)の施行に関する事。
- (20) と畜場法(昭和28年法律第114号)の施行に関する事。
- (21) 食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律(平成2年法律第70号)の施行に関する事。
- (22) 食の安全安心に関する事(他課室の所掌に属するものを除く。)
- (23) 魚介類行商の取締りに関する事。
- (24) 狂犬病予防法(昭和25年法律第247号)の施行に関する事。
- (25) 動物の愛護及び管理に関する法律(昭和48年法律第105号)の施行に関する事(動物愛護週間に関するものを除く。)
- (26) 動物の愛護及び管理に関する事。
- (27) 化製場等に関する法律(昭和23年法律第140号)の施行に関する事。
- (28) 食肉衛生検査センター及び動物愛護センターに関する事。
- (29) 生活衛生適正化審議会及び食の安全安心と食育審議会(他課室の所掌に属するものを除く。)に関する事。
- (30) 前各号に掲げるもののほか、生活衛生に関する事。

第38条を次のように改める。

第38条 産業労働部に、次の表に掲げる局及び課を置き、課に班を置く。

局名	課名	班名
政策労働局	産業政策課	総務調整班 経理班 政策班
	労政福祉課	労使団体班 勤労者福祉班
	能力開発課	人材育成班 公共訓練班
	しごと支援課	しごと企画班 雇用就業班
産業振興局	経営商業課	経営支援班 商業活性化班
	工業振興課	産地皮革班 ものづくり支援班 計量班
	新産業課	新産業創造班 情報・サービス振興班
国際局	国際交流課	地域国際化班 交流企画班
	国際経済課	経済交流班

2 前項に定めるもののほか、産業労働部に、次の表に掲げる課を置き、課に班を置く。

課名	班名
観光交流課	ツーリズム政策班
観光振興課	ツーリズム振興班

3 次の表の左欄に掲げる課に、それぞれ同表の中欄に定める室を置き、当該室に、それぞれ同表の右欄に定める班を置く。

課名	室名	班名
経営商業課	地域金融室	金融班 設備資金班
新産業課	産業立地室	立地班

第39条の見出し及び同条中「総務課」を「産業政策課」に改め、同条第12号を同条第16号とし、同条第11号の次に次の4号を加える。

- (12) 産業・雇用に係る総合的施策の企画調整及び推進に関すること。
- (13) 産業振興計画及び雇用対策推進計画の進行管理に関すること。
- (14) 産業振興に関する調査に関すること。
- (15) 産業情報の収集及び提供に関すること。

第40条を削り、第41条を第40条とし、第42条を第41条とし、第43条を第42条とする。

第44条第1項中第23号を第24号とし、第22号を第23号とし、第21号を第22号とし、第20号の次に次の1号を加える。

- (21) 中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律（平成11年法律第18号）の施行に関すること（経営革新に関するものに限る。）

第2章第3節第3款中第44条を第43条とし、第44条の2を第44条とする。

第44条の3の見出し及び同条第1項中「新産業情報課」を「新産業課」に改め、同項第5号中「（平成11年法律第18号）」を削り、「関すること」の右に「（経営商業課の所掌に属するものを除く。）」を加え、同条第2項を次のように改める。

2 産業立地室においては、次に掲げる事務をつかさどる。

- (1) 産業立地に係る総合的施策の企画及び推進に関すること。
- (2) 産業に係る資源エネルギーの開発及び有効利用に関すること。
- (3) 工場立地法（昭和34年法律第24号）の施行に関すること。
- (4) 農村地域工業等導入促進法（昭和46年法律第112号）の施行に関すること（総合農政課の所掌に属するものを除く。）
- (5) 企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律（平成19年法律第40号）の施行に関すること。
- (6) 産業立地審議会に関すること。

第44条の3を第44条の2とする。

第46条の次に次の款名を付する。

第5款 局に属しない課

第47条を次のように改める。

第47条 農政環境部に、次の表に掲げる局及び課を置き、課に班を置く。

局名	課名	班名
農政企画局	総務課	総務企画班 経理契約班
	総合農政課	農林水産政策班 農イノベーション班
	農業経営課	担い手対策班 集落農業活性化班 担い手サミット班 就農支援班
	消費流通課	ブランド戦略班 食の安全・ゼロエミッション班
	農林経済課	農業共済金融班 農協指導班
農林水産局	農業改良課	普及活動支援班 環境創造型農業推進班 ウメ輪紋病対策班
	農地整備課	管理指導班 農村計画班 基盤整備班

	農産園芸課	農産班 花き果樹班
	畜産課	酪農養鶏班 肉用牛振興班 衛生飼料班
	林務課	林政調整班 造林計画班 木材利用班 森林資源活用計画班
	治山課	計画班 治山林道班
	水産課	漁政班
	漁港課	漁港管理班 漁港整備班
環境創造局	環境政策課	政策調整班 活動支援班
	自然環境課	自然環境保全班 野生鳥獣班
	豊かな森づくり課	森づくり普及班 森づくり整備班
環境管理局	水大気課	大気班 水質班
	温暖化対策課	計画班 推進班
	環境整備課	循環型社会推進班 廃棄物適正処理班 監視班

2 次の表の左欄に掲げる課に、それぞれ同表の中欄に定める室を置き、当該室に、それぞれ同表の右欄に定める班を置く。

課名	室名	班名
総合農政課	楽農生活室	楽農生活班
農業経営課	農地調整室	農地管理調整班
農林経済課	団体検査室	検査班
農地整備課	農村環境室	農村整備班 ため池水利班
水産課	資源増殖室	漁場整備班
豊かな森づくり課	森林保全室	森林保全班
水大気課	環境影響評価室	審査情報班

第48条の2第1項第7号及び第8号を次のように改める。

- (7) 異業種連携による農林水産物の新たな価値創造に関する事。
- (8) 次世代施設園芸モデル団地の整備及び推進に関する事。

第48条の2第1項中第9号を削り、第10号を第9号とし、第11号を第10号とし、第12号を第11号とし、同条第2項中第7号を第13号とし、第6号の次に次の6号を加える。

- (7) 食育基本法の施行に関する事（農林水産業に係るものに限る。）
- (8) 主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律（平成6年法律第113号）の施行に関する事（農業経営課及び消費流通課の所掌に属するものを除く。）
- (9) 米の消費及び流通に関する事。
- (10) 県産農林水産物の地産地消の普及啓発に関する事。
- (11) 県産農林水産物の直売活動の推進に関する事。
- (12) 都市農業の推進に関する事。

第48条の3第1項中第7号を第9号とし、第6号を第8号とし、第5号を第7号とし、第4号の次に次の2号を加える。

- (5) 農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号）の施行に関する事。
- (6) 農地中間管理事業の推進に資する事業に関する事。

第48条の3第2項第7号を削る。

第54条第16号中「及び県立林業研修館」を削る。

第56条の6中「においては」の右に「、次項に定める事務のほか」を加え、同条第17号中「前各号」の右に「及び次項各号」を加え、同条に次の1項を加える。

2 環境影響評価室においては、次に掲げる事務をつかさどる。

- (1) 環境影響評価に関すること。
- (2) 特定工場における公害防止組織の整備に関する法律（昭和46年法律第107号）の施行に関すること。
- (3) 公害防止計画に関すること。
- (4) 特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律（平成11年法律第86号）の施行に関すること。
- (5) 大気汚染状況の常時監視に関すること。
- (6) 大気汚染緊急時に係る大気汚染状況の周知及び協力要請に関すること。
- (7) 環境影響評価審査会に関すること。

第56条の8第1項中「、次項に定める事務のほか」を削り、同項第15号中「及び次項各号」を削り、同条第2項を削る。

第57条を次のように改める。

第57条 県土整備部に、次の表に掲げる局及び課を置き、課に班を置く。

局名	課名	班名
県土企画局	総務課	総務企画班 経理班 収用委員会担当班
	契約管理課	入札制度班 契約班
	技術企画課	業務班 県土政策班 技術管理班
	交通政策課	地域交通班 計画班
	空港政策課	利用調整班 運営企画班
土木局	用地課	管理班 用地補償班
	道路企画課	事務班 計画調査班
	道路街路課	国道班 県道班 街路班
	道路保全課	管理班 保全班
	河川整備課	事務班 治水班 防災班
	総合治水課	調整班 計画班
	砂防課	管理班 砂防班
	下水道課	経営管理班 計画指導班 設備班
	港湾課	管理班 計画振興班 整備班
まちづくり局	都市政策課	事務班 都市政策班 緑化政策班
	都市計画課	都市行政班 施設班 地域計画班
	市街地整備課	事務班 市街地整備班 区画整理班
	公園緑地課	企画管理班 整備班 淡路プロジェクト班
住宅建築局	住宅政策課	住宅行政班 住宅政策班
	公営住宅課	経営企画班 計画班

	住宅管理課	管理班 借上住宅対策班
	建築指導課	管理班 建築指導班 防災耐震班 開発指導班
	営繕課	建築技術・企画班 耐震・構造班 営繕班
	設備課	設備技術・企画班 電気設備班 機械設備班

2 次の表の左欄に掲げる課に、それぞれ同表の中欄に定める室を置き、当該室に、それぞれ同表の右欄に定める班を置く。

課名	室名	班名
総務課	建設業室	建設業班
道路企画課	高速道路室	高速道路班
総合治水課	武庫川総合治水室	武庫川企画班
都市政策課	土地対策室	土地対策班
	景観形成室	景観まちづくり班

第58条第1項中第13号を削り、第14号を第13号とする。

第58条の4の2各号を次のように改める。

- (1) 空港の利活用促進並びに環境対策及び安全対策に関すること。
- (2) 県立但馬飛行場及びその周辺整備に関すること。
- (3) 新関西国際空港株式会社及び但馬空港ターミナル株式会社に関すること。

第63条の3第1項中第7号を第8号とし、第6号を第7号とし、第5号の次に次の1号を加える。

- (6) 小野長寿の郷構想の推進に関すること（同構想の検討に係るものに限る。）

第65条第1項中「、次項に定める事務のほか」を削り、同項第9号を同項第11号とし、同項第8号を同項第10号とし、同項第7号の次に次の2号を加える。

- (8) 尼崎21世紀の森に係る事業の推進に関すること。
- (9) 小野長寿の郷構想の推進に関すること（都市政策課の所掌に属するものを除く。）

第65条第2項を削る。

第65条の5第3号中「エネルギーの使用の合理化に関する法律」を「エネルギーの使用の合理化等に関する法律」に改める。

第67条を次のように改める。

（内部組織）

第67条 出納局に、次の表に掲げる課を置き、課に班を置く。

課名	班名
会計課	総務・企画班 決算・国費班
審査・指導課	審査・指導班
管理課	物品班 給与管理班

2 出納局に、前項に規定する課のほか、工事検査室を置く。

第70条第2項及び第3項中「係」を「班」に改める。

第71条の表中

公立大学法人評価委員会	地方独立行政法人法の規定による公立大学法人兵庫 県立大学の業務の実績に関する評価又は運営に関す	企画県民部大学課
-------------	--	----------



	る重要事項についての答申若しくは勧告に関する事務	
--	--------------------------	--

を  
「

情報公開・個人情報保護審議会	情報公開及び個人情報の保護に関する重要事項の調査審議並びに当該事務に関して必要と認める事項についての建議に関する事務	企画県民部文書課県民情報センター
公益認定等委員会	公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（平成18年法律第49号）による知事に対する答申、勧告等に関する事務	企画県民部文書課公益法人室

に、  
「

行財政構造改革審議会	行財政構造改革の推進に関する条例（平成20年兵庫県条例第43号）による行財政構造改革の推進に関する事項の調査審議に関する事務	企画県民部企画財政局新行政課
県民生活審議会	真に豊かで調和のとれた県民生活の実現に関する基本的事項並びに県民の生活創造に関する施策、生涯学習に資するための施策並びに消費生活条例（昭和49年兵庫県条例第52号）による消費者の利益の擁護及び増進に関する施策、消費者苦情の処理等に関して必要な事項の調査審議並びに同条例による調停等に関する事務	企画県民部県民文化局県民生活課
地域安全まちづくり審議会	地域安全まちづくり条例（平成18年兵庫県条例第3号）による地域安全まちづくりに関する重要事項の調査審議及び当該事項に関して必要と認める事項についての建議に関する事務	企画県民部県民文化局地域安全課
交通安全対策会議	交通安全対策基本法（昭和45年法律第110号）第25条の規定による交通安全計画の作成及びその実施の推進、陸上交通の安全に関する総合的な施策の企画に関する事項の審議及びその施策の実施の推進並びに陸上交通の安全に関する総合的な施策の実施に関する関係機関との連絡調整に関する事務	企画県民部県民文化局地域安全課交通安全室
青少年愛護審議会	青少年の指導、育成、保護及び矯正に関する総合的施策の樹立に関して必要な事項並びに青少年愛護条例（昭和38年兵庫県条例第17号）による青少年の健全な育成及びこれを阻害するおそれのある行為からの青少年の保護に関する重要事項の調査審議に関する事務	企画県民部県民文化局青少年課

を  
「

県民生活審議会	真に豊かで調和のとれた県民生活の実現に関する基	企画県民部県民生活
---------	-------------------------	-----------

	本的事項並びに県民の生活創造に関する施策、生涯学習に資するための施策並びに消費生活条例(昭和49年兵庫県条例第52号)による消費者の利益の擁護及び増進に関する施策、消費者苦情の処理等に関して必要な事項の調査審議並びに同条例による調停等に関する事務	課
地域安全まちづくり審議会	地域安全まちづくり条例(平成18年兵庫県条例第3号)による地域安全まちづくりに関する重要事項の調査審議及び当該事項に関して必要と認める事項についての建議に関する事務	企画県民部地域安全課
交通安全対策会議	交通安全対策基本法(昭和45年法律第110号)第25条の規定による交通安全計画の作成及びその実施の推進、陸上交通の安全に関する総合的な施策の企画に関する事項の審議及びその施策の実施の推進並びに陸上交通の安全に関する総合的な施策の実施に関する関係機関との連絡調整に関する事務	企画県民部地域安全課交通安全室
科学技術会議	科学技術の振興に関する重要事項の調査審議に関する事務	企画県民部科学振興課
行財政構造改革審議会	行財政構造改革の推進に関する条例(平成20年兵庫県条例第43号)による行財政構造改革の推進に関する事項の調査審議に関する事務	企画県民部企画財政局新行政課

に、  
「

情報公開・個人情報保護審議会	情報公開及び個人情報の保護に関する重要事項の調査審議並びに当該事務に関して必要と認める事項についての建議に関する事務	企画県民部管理局文書課県民情報センター
公益認定等委員会	公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律(平成18年法律第49号)による知事に対する答申、勧告等に関する事務	企画県民部管理局文書課公益法人室
私立学校審議会	私立学校法第9条の規定による私立大学以外の私立学校及び私立各種学校の設置等並びにこれらの学校を設置する法人の設立等についての審議並びにこれらの学校に関する重要事項についての知事に対する建議に関する事務	企画県民部管理局教育課

を  
「

私立学校審議会	私立学校法第9条の規定による私立大学以外の私立学校及び私立各種学校の設置等並びにこれらの学校を設置する法人の設立等についての審議並びにこれらの学校に関する重要事項についての知事に対する建議に関する事務	企画県民部管理局私学教育課
---------	--	---------------

公立大学法人評価委員会	地方独立行政法人法の規定による公立大学法人兵庫県立大学の業務の実績に関する評価又は運営に関する重要事項についての答申若しくは勧告に関する事務	企画県民部管理局大学課
-------------	--	-------------

に、  
「

社会福祉審議会	社会福祉に関する事項の調査審議に関する事務	健康福祉部社会福祉局社会援護課
介護保険審査会	介護保険法第183条第1項の規定による保険給付に関する処分（被保険者証の交付の請求に関する処分及び要介護認定又は要支援認定に関する処分を含む。）又は保険料その他同法の規定による徴収金（財政安定化基金拠出金、納付金及び同法第157条第1項に規定する延滞金を除く。）に関する処分に対する不服の審査に関する事務	健康福祉部社会福祉局高齢社会課

を  
「

社会福祉審議会	社会福祉に関する事項の調査審議に関する事務	健康福祉部社会福祉局社会福祉課
---------	-----------------------	-----------------

に、  
「

後期高齢者医療審査会	高齢者の医療の確保に関する法律第128条第1項の規定による後期高齢者医療給付に関する処分（被保険者証の交付の請求又は返還に関する処分を含む。）又は保険料その他同法第4章の規定による徴収金（市町及び後期高齢者医療広域連合が徴収するものに限る。）に関する処分に対する不服の審査に関する事務	
------------	--	--

を  
「

後期高齢者医療審査会	高齢者の医療の確保に関する法律第128条第1項の規定による後期高齢者医療給付に関する処分（被保険者証の交付の請求又は返還に関する処分を含む。）又は保険料その他同法第4章の規定による徴収金（市町及び後期高齢者医療広域連合が徴収するものに限る。）に関する処分に対する不服の審査に関する事務	健康福祉部社会福祉局医療保険課
介護保険審査会	介護保険法第183条第1項の規定による保険給付に関する処分（被保険者証の交付の請求に関する処分及び要介護認定又は要支援認定に関する処分を含む。）又は保険料その他同法の規定による徴収金（財政安定化基金拠出金、納付金及び同法第157条第1項に規定する延滞金を除く。）に関する処分に対する不服の審査	健康福祉部高齢社会局介護保険課

	に関する事務	
--	--------	--

に、  
「

男女共同参画審議会	男女共同参画社会づくり条例(平成14年兵庫県条例第11号)による男女共同参画社会の形成の促進に関する重要事項の調査審議及び当該事項に関して必要と認める事項についての建議に関する事務	健康福祉部こども局 男女家庭課
生活衛生適正化審議会	生活衛生関係営業の運営の適正化及び振興に関する法律第58条第1項の規定による同法の施行に関する重要事項の調査審議及び同条第4項の規定による同法の施行に関する事項についての関係行政機関に対する建議に関する事務	健康福祉部生活消費 局生活衛生課
食の安全安心と食育審議会	食の安全安心と食育に関する条例(平成18年兵庫県条例第20号)による食の安全安心及び食育の推進に関する重要事項の調査審議に関する事務	

を  
「

子ども・子育て会議	子ども・子育て支援法による子ども・子育て支援事業支援計画並びに子ども・子育て支援に関する施策の総合的かつ計画的な推進に関し必要な事項及び当該施策の実施状況の調査審議に関する事務	健康福祉部こども局 こども政策課
青少年愛護審議会	青少年の指導、育成、保護及び矯正に関する総合的施策の樹立に関して必要な事項並びに青少年愛護条例(昭和38年兵庫県条例第17号)による青少年の健全な育成及びこれを阻害するおそれのある行為からの青少年の保護に関する重要事項の調査審議に関する事務	健康福祉部こども局 青少年課
男女共同参画審議会	男女共同参画社会づくり条例(平成14年兵庫県条例第11号)による男女共同参画社会の形成の促進に関する重要事項の調査審議及び当該事項に関して必要と認める事項についての建議に関する事務	健康福祉部こども局 男女家庭課

に、  
「

感染症診査協議会	感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第24条第3項の規定による就業制限の通知、入院の勧告及び入院の期間の延長及び結核患者の医療の費用の負担の申請に関し必要な事項の審議に関する事務	健康福祉部健康局疾 病対策課
----------	---	-------------------

を  
「

感染症診査協議会	感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第24条第3項の規定による就業制限の通知、入院の勧告及び入院の期間の延長及び結核患者の医療の費用の負担の申請に関し必要な事項の審議に関する事務	健康福祉部健康局疾病対策課
新型インフルエンザ等対策有識者会議	新型インフルエンザ等対策特別措置法による行動計画の案の作成及び行動計画の変更に関する事項の建議に関する事務	健康福祉部健康局疾病対策課

に、  
「

産業立地審議会	農村地域工業等導入促進法による基本計画及び実施計画の作成その他農村地域への工業等の導入の促進に関する重要事項、工業立地の適正化に関する条例（昭和46年兵庫県条例第64号）による工業立地計画の作成その他工業立地に関する重要事項その他産業立地に関する重要事項の調査審議に関する事務	産業労働部政策労働局産業政策課産業立地室
---------	--	----------------------

を  
「

生活衛生適正化審議会	生活衛生関係営業の運営の適正化及び振興に関する法律第58条第1項の規定による同法の施行に関する重要事項の調査審議及び同条第4項の規定による同法の施行に関する事項についての関係行政機関に対する建議に関する事務	健康福祉部健康局生活衛生課
食の安全安心と食育審議会	食の安全安心と食育に関する条例（平成18年兵庫県条例第20号）による食の安全安心及び食育の推進に関する重要事項の調査審議に関する事務	健康福祉部健康局生活衛生課

に、  
「

科学技術会議	科学技術の振興に関する重要事項の調査審議に関する事務	産業労働部産業振興局新産業情報課科学振興室
--------	----------------------------	-----------------------

を  
「

産業立地審議会	農村地域工業等導入促進法による基本計画及び実施計画の作成その他農村地域への工業等の導入の促進に関する重要事項、工業立地の適正化に関する条例（昭和46年兵庫県条例第64号）による工業立地計画の作成その他工業立地に関する重要事項その他産業立地に関する重要事項の調査審議に関する事務	産業労働部産業振興局新産業課産業立地室
---------	--	---------------------

に改め、同表庶務をつかさどる本庁の部、局、課若しくは室又は地方機関の欄中「農政環境部環境管理局環境整備課環境影響評価室」を「農政環境部環境管理局水大気課環境影響評価室」に改める。

第4章第1節の4の節名中「県民局」の右に「及び県民センター」を加える。

第73条第1項中「県民局設置条例」を「県民局及び県民センターの設置に関する条例」に、「県民局の」を「県民局及び県民センターの」に改め、同項の表名称の欄中「神戸県民局」を「神戸県民センター」に、「阪神南県民局」を「阪神南県民センター」に、「中播磨県民局」を「中播磨県民センター」に改め、同条第2項を削る。

第74条中「県民局」の右に「及び県民センター」を加える。

第75条を次のように改める。

(室及び課)

第75条 県民局及び県民センターに、次の表に掲げる室を置き、室に課又は内部組織を置く。

県民局等	室名	課名等
神戸県民センター	県民交流室	総務課 財務課 企画防災課 ビジョン課 県民課 商工労政課
阪神南県民センター	県民交流室	総務課 財務課 企画防災課 県民課 ビジョン課 産業振興課
阪神北県民局	総務企画室	総務課 財務課 企画防災課 里山・地域づくり課 商工労政課
	県民交流室	県民課 ビジョン課 里山・自然課 環境課
東播磨県民局	総務企画室	総務課 財務課 企画防災課 ビジョン課
	地域振興室	県民課 ものづくり産業課 水辺地域づくり課 環境課 東播磨消費生活センター
北播磨県民局	総務室	総務防災課 財務課 商工労政課
	県民交流室	県民課 観光交流課 環境課 消費生活課
中播磨県民センター	県民交流室	総務課 財務課 企画防災課 ビジョン課 県民課 銀の馬車道課 商工労政課 中播磨消費生活創造センター
西播磨県民局	総務企画室	総務課 財務課 企画防災課
	県民交流室	県民協働課 県民・ビジョン課 地域づくり課 商工労政課 環境第1課 環境第2課 西播磨消費生活センター
但馬県民局	総務企画室	総務課 財務第1課 財務第2課 企画防災課
	地域政策室	県民運動課 ビジョン課 地域振興課 夢但馬推進課 産業観光課 環境課 但馬消費生活センター ジオパーク課
丹波県民局	県民交流室	総務課 財務課 企画防災課 ビジョン課 県民課 地域振興課 産業・ツーリズム課 環境課 丹波消費生活センター
淡路県民局	総務企画室	総務課 財務課 企画防災課
	県民交流室	県民課 商工労政課 ビジョン課 未来島推進課 環境課 淡路消費生活センター

2 前項に定めるもののほか、次の表の左欄に掲げる県民局に、同表の右欄に掲げる課を置く。

県民局	課名
北播磨県民局	企画課 ビジョン課

第75条の2第1項中「県民局に」を「県民局又は県民センターに」に改め、同項の表県民局の項中「県民局」を「県民局等」に改め、同表神戸県民局の項中「神戸県民局」を「神戸県民センター」に、「神戸農林水

産振興事務所」を「神戸農林振興事務所」に改め、同表阪神南県民局の項中「阪神南県民局」を「阪神南県民センター」に改め、同表中播磨県民局の項中「中播磨県民局」を「中播磨県民センター」に改め、同表西播磨県民局の項中「光都農林水産振興事務所」を「光都農林振興事務所」に改め、同条第2項中「県民局に」を「県民局又は県民センターに」に改め、同項の表県民局の項中「県民局」を「県民局等」に改め、同表神戸県民局の項中「神戸県民局」を「神戸県民センター」に改め、同表阪神南県民局の項中「阪神南県民局」を「阪神南県民センター」に改め、同表中播磨県民局の項中「中播磨県民局」を「中播磨県民センター」に改める。

第76条第1項中第7号を第9号とし、第6号の次に次の2号を加える。

(7) 選挙に関すること。

(8) 第78条第1項第16号から第21号まで及び第23号から第25号までに掲げる事務

第76条第2項中「前項各号」を「前項第1号から第7号まで及び第9号」に改め、同項第7号を削り、同条第3項を次のように改める。

3 第1項第1号から第7号まで及び第9号並びに前項各号に掲げる事務のほか、次の各号に掲げる県民局の総務企画室においては、当該各号に定める事務をつかさどる。

(1) 阪神北県民局総務企画室 次に掲げる事務

ア 第78条第1項第16号から第25号までに掲げる事務

イ 地下水の工業用水としての使用に係る規制に関すること。

(2) 東播磨県民局総務企画室 第78条第1項第12号に掲げる事務

「第4款 県民室等」を「第4款 県民交流室等」に改める。

第78条第1項各号列記以外の部分を次のように改める。

県民局(丹波県民局を除く。)の県民交流室、地域振興室及び地域政策室(以下「県民交流室等」という。)においては、次に掲げる事務(阪神北県民局県民交流室にあっては第1号から第15号までに、東播磨県民局地域振興室にあっては第1号から第11号まで及び第13号から第25号までに、北播磨県民局県民交流室にあっては第1号から第11号まで、第13号から第15号まで及び第22号に掲げる事務)をつかさどる。

第78条第1項に次の10号を加える。

(16) 地域における産業構造の高度化の推進に関すること。

(17) 地域における雇用施策の総合的推進に関すること。

(18) 中小企業の育成及び指導に関すること。

(19) 貸金業の規制等に関すること。

(20) 工場立地及び企業誘致に関すること。

(21) 商業及び鉱工業に関すること。

(22) 観光振興に関すること。

(23) 労使関係の安定促進及び労働福祉の増進に関すること。

(24) 職業能力開発の促進に関すること。

(25) 火薬類及び猟銃等に係る規制に関すること。

第78条第2項中「県民局の県民室等」を「県民局及び県民センターの県民交流室等」に改め、同項各号を次のように改める。

(1) 神戸県民センター県民交流室 次に掲げる事務

ア 第1項第2号及び第13号に掲げる事務

イ 地域における保健、医療及び福祉に関する施策の企画及び調整に関すること。

ウ 精神保健及び精神障害者福祉に関すること。

エ 介護保険に関すること。

オ ホームレスの自立支援等の連絡調整に関すること。

カ 身体障害者福祉に関すること。

キ 知的障害者福祉に関すること。

ク 神戸生活創造センターに関すること。

(2) 阪神南県民センター県民交流室 第76条第1項第7号及び第3項第1号イに掲げる事務

(3) 東播磨県民局地域振興室 次に掲げる事務

ア 第80条の2第1項に規定する事務

イ 東播磨生活創造センターに関すること。

- (4) 北播磨県民局県民交流室 地域再生大作戦に関すること。
- (5) 中播磨県民センター県民交流室 次に掲げる事務  
 ア 第76条第1項第7号に掲げる事務  
 イ 第1項第2号に掲げる事務（環境学習の推進に関するものに限る。）  
 ウ 前号に定める事務  
 エ 第80条の2第2項に規定する事務
- (6) 西播磨県民局県民交流室 次に掲げる事務  
 ア 第4号に定める事務  
 イ 第80条の2第1項に規定する事務  
 ウ 西播磨文化会館に関すること。
- (7) 但馬県民局地域政策室 次に掲げる事務  
 ア 第4号に定める事務  
 イ 第80条の2第1項に規定する事務  
 ウ 山陰海岸ジオパーク構想の推進に関すること。  
 エ 但馬文教府に関すること。
- (8) 丹波県民局県民交流室 次に掲げる事務  
 ア 第76条第1項第7号に掲げる事務  
 イ 第1項第2号及び第13号から第15号までに掲げる事務  
 ウ 第4号に定める事務  
 エ 第80条の2第1項に規定する事務
- (9) 淡路県民局県民交流室 次に掲げる事務  
 ア 適正計量の推進に関すること。  
 イ 第4号に定める事務  
 ウ 第80条の2第1項に規定する事務  
 エ あわじ環境未来島構想の推進に関すること。  
 オ 淡路文化会館に関すること。

第78条第2項を同条第3項とし、同条第1項の次に次の1項を加える。

- 2 丹波県民局及び県民センターの県民交流室においては、第76条第1項第1号から第6号まで及び第9号並びに第2項各号並びに前項第1号、第3号から第12号まで及び第16号から第25号までに掲げる事務をつかさどる。

第79条を次のように改める。

第79条 次の表の右欄に掲げる区域における同表の中欄に掲げる事務は、第73条の規定にかかわらず、同表の左欄に掲げる県民局の県民交流室がつかさどる。

県民交流室	事務	区域
阪神北県民局県民交流室	前条第1項第2号及び第13号から第15号までに掲げる事務	尼崎市 西宮市 芦屋市
西播磨県民局県民交流室	前条第1項第2号の事務(環境学習の推進に関するものを除く。)及び同項第13号から第15号までに掲げる事務	姫路市 神崎郡

第2章第1節の4第5款を次のように改める。

第5款 室及び事務所に属しない課

第80条の4 北播磨県民局企画課においては、第76条第2項各号に掲げる事務をつかさどる。

- 2 北播磨県民局ビジョン課においては、第78条第1項第12号に掲げる事務をつかさどる。

第2章第1節の4第5款の2及び第5款の3を削る。

第83条の表神戸県税事務所の項及び西宮県税事務所の項中「調整課 調査課」を「調整課」に改め、同表姫路県税事務所の項中「調査課」を「調整課」に、「自動車取得税審査・自動車税納税証明課 軽自動車取得税課」を「自動車取得税審査・自動車税納税証明課」に改める。

第86条の表加東健康福祉事務所の項及び丹波健康福祉事務所の項中「食品薬務衛生課 検査室」を「食品薬務衛生課」に改める。



第87条の5の表名称の欄中「神戸農林水産振興事務所」を「神戸農林振興事務所」に、「光都農林水産振興事務所」を「光都農林振興事務所」に改める。

第87条の6第1項中「次に掲げる事務」の右に「( 阪神農林振興事務所にあつては、第23号に掲げる事務を除く。)」を加え、同項第24号を同項第26号とし、同項第23号を同項第25号とし、同号の前に次の1号を加える。

(4) 造林に関すること。

第87条の6第1項第22号中「、林道及び造林」を「及び林道」に改め、「( 阪神農林振興事務所にあつては、造林に関することに限る。)」を削り、同号を同項第23号とし、同項第7号から第21号までを1号ずつ繰り下げ、同項第6号の次に次の1号を加える。

(7) 農地中間管理事業の推進に関すること。

第87条の6第2項中「前項各号に規定する」を「前項各号に掲げる」に改め、同項第1号中「( 光都農林水産振興事務所にあつては、たつの市の区域における工事に関するものを除く。)」を削り、同条第3項から第5項までを削り、同条第6項中「第2項に規定する事務」を「第1項各号及び前項第1号に掲げる事務並びに同項第2号から第11号までに掲げる事務(海面に関するものに限る。)」に改め、同項を同条第3項とし、同条に次の1項を加える。

4 次の表の右欄に掲げる区域における同表の中欄に掲げる事務は、前条の規定にかかわらず、同表の左欄に掲げる農林振興事務所又は農林水産振興事務所がつかさどる。

農林振興事務所等	事務	区域
神戸農林振興事務所	第1項第23号に掲げる事務	尼崎市 西宮市 芦屋市 伊丹市 宝塚市 川西市 三田市 川辺郡
加古川農林水産振興事務所	第2項各号に掲げる事務(同項第2号から第11号までに掲げる事務にあつては、海面に関するものに限る。)	神戸市
	第2項第2号から第11号までに掲げる事務(海面に関するものに限る。)	尼崎市 西宮市 芦屋市
加東農林振興事務所	第87条の11第4項第2号から第10号までに掲げる事務	明石市 加古川市 高砂市 加古郡
姫路農林水産振興事務所	第2項第2号から第11号までに掲げる事務(海面に関するものに限る。)	相生市
	第2項各号に掲げる事務(同項第2号から第11号までに掲げる事務にあつては、海面に関するものに限る。)	たつの市 赤穂市
光都農林振興事務所	県営林道(姫路市、宍粟市並びに神崎郡神河町及び福崎町を起点とするものに限る。)に係る県営林道事業及び当該林道事業に係る治山事業	左欄に掲げる事業に係る区域のうち相生市、たつの市、赤穂市、宍粟市、揖保郡、赤穂郡及び佐用郡の区域以外の区域

第87条の7第2項中「第22号」を「第24号」に改める。

第87条の8の表神戸農林水産振興事務所の項中「神戸農林水産振興事務所」を「神戸農林振興事務所」に、「農水産課」を「農政振興課」に改め、同表光都農林水産振興事務所の項中「光都農林水産振興事務所」を「光都農林振興事務所」に、「治山課 水産漁港課」を「治山課」に改める。

第87条の10第2項の表農林振興事務所又は農林水産振興事務所の欄中「神戸農林水産振興事務所」を「神戸農林振興事務所」に、「光都農林水産振興事務所」を「光都農林振興事務所」に改め、同条第4項の表新温泉農業改良普及センターの項中「地域課 経営課」を「地域・経営課」に改める。

第87条の11第2項の表農林振興事務所又は農林水産振興事務所の欄中「神戸農林水産振興事務所」を「神戸農林振興事務所」に、「光都農林水産振興事務所」を「光都農林振興事務所」に改める。

第87条の12第1項中「神戸農林水産振興事務所」を「神戸農林振興事務所」に改める。

第87条の14第1項中「事務」の右に「(神戸土木事務所及び西宮土木事務所にあつては第1号から第10号までに掲げる事務及び第12号に掲げる事務(建設業等に関するものに限る。)光都土木事務所にあつては第1号から第10号までに掲げる事務)」を加え、同条第3項中「西宮市の区域における武庫川(宝塚市長寿が丘759番5地先より上流の部分に限る。)の治水工事及び管理に関する」を「次に掲げる」に改め、同項に次の各号を加える。

(1) 西宮市の区域における武庫川(宝塚市長寿が丘759番5地先より上流の部分に限る。)の治水工事及び管理に関する事。

(2) 尼崎市、西宮市及び芦屋市の区域における第1項第11号に掲げる事務及び同項第12号に掲げる事務(建設業等に関するものを除く。)

第87条の14第4項中「(豊岡土木事務所にあつては、養父市及び朝来市の区域に係るものを除く。)」を削り、同条第6項中「揖保川流域下水道に関する事務並びに朝来市の区域における生野ダム(貯水池を含む。)の管理及び粟鹿山無線中継局の管理に関する」を「次に掲げる」に改め、同項に次の各号を加える。

(1) 揖保川流域下水道に関する事。

(2) 朝来市の区域における生野ダム(貯水池を含む。)の管理に関する事。

(3) 粟鹿山無線中継局の管理に関する事。

(4) 相生市、たつの市、赤穂市、宍粟市、揖保郡、赤穂郡及び佐用郡に係る第1項第11号及び第12号に掲げる事務

第87条の15第3項を削り、同条第4項中「及び養父土木事務所」を削り、「第2項」を「前項」に改め、同項を同条第3項とする。

第87条の16第1項の表神戸土木事務所の項中「公園砂防課 まちづくり課」を「公園砂防課」に改め、同表西宮土木事務所の項中「流域下水道第2課 まちづくり建築課」を「流域下水道第2課」に改め、同表姫路土木事務所の項中「まちづくり建築課」を「まちづくり建築第1課 まちづくり建築第2課」に改め、同表光都土木事務所の項中「港湾課 まちづくり建築課」を「港湾課」に改め、同表丹波土木事務所の項中「河川砂防課 公園ダム課」を「河川課 公園砂防課」に改め、同条第4項中「南部整備課及び北部整備課」を「南北道整備課」に改め、同条第5項中「復興用地対策第1課、復興用地対策第2課」を「復興用地対策課」に、「復興事業第4課及び復興事業第5課」を「及び復興事業第4課」に改める。

第87条の19第1項中「3課」を「4課」に、

「業務管理課」

を

「業務管理課

河川整備課」

に改める。

第93条第6号を削り、同条第7号中「東京職員住宅」を「東京職員公舎」に改め、同号を同条第6号とする。

第104条の4中「健康管理課、健康指導室」を「健康づくり課」に改める。

第131条の9第2項中「配偶者からの暴力の防止及び被害者(被害者に準ずる心身に有害な影響を及ぼす言動を受けた者を含む)」を「配偶者(配偶者暴力防止法第28条の2に規定する関係にある相手を含む。以下同じ。)からの暴力の防止及び被害者(配偶者からの暴力を受けた者をいう)」に改め、同項第6号中「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」を「配偶者暴力防止法」に改める。

第4章第15節の4を次のように改める。

第15節の4 削除

第131条の11から第131条の14まで 削除

第136条の3中「5課」を「4課」に改める。

第136条の5の表所管区域の欄中「ねこ」を「猫」に、「動物取扱業」を「第一種動物取扱業及び第二種動物取扱業」に、「及び実験動物」を「並びに実験動物」に改める。

第136条の8第2号中「ねこ」を「猫」に改める。

第138条第4号中「前3号」を「前各号」に改め、同号を同条第5号とし、同条第3号の次に次の1号を加える。

(4) 身体障害者手帳に関する事。

第4章第18節中第138条の次に次の1条を加える。

(内部組織)

第138条の2 県立身体障害者更生相談所に、事業課を置く。

第227条第3項の表農業技術センターの項及び第231条の4第3項中「環境・病害虫部」を「病害虫部」に改める。

第231条の8第1項中「ほか、県立林業研修館の庶務に関する業務をつかさどる」を削る。

第231条の11中「環境・病害虫部」を「病害虫部」に改める。

第234条の表姫路家畜保健衛生所の項中「総務課 安全対策課」を「安全対策課」に改める。

第234条の2を削る。

第4章中第45節を削り、第46節を第45節とし、第47節から第67節までを1節ずつ繰り上げる。

第377条の表係長の項を次のように改める。

班長	班	課又は室の事務のうち、班の事務を管理し、又は担当事務を処理する。
----	---	----------------------------------

第378条の表防災監の項中「防災に関する事務」を「企画県民部防災企画局及び災害対策局の事務」に、「緊急的対応に関する」を「緊急的対応を要する」に改め、同表知事公室長の項中「情報企画及び大学」を「及び芸術文化」に改め、同表政策部長の項中「及び県民文化局」を「並びに県民生活、科学技術及び情報技術の振興」に改め、同表環境部長の項及びまちづくり部長の項中「に関する事務」を「の事務」に改め、同表政策調整局長の項中「及び広域行政」を「エネルギー対策及び文書」に改め、同表ビジョン局長の項中「地域再生」を削り、同項の次に次のように加える。

県民生活局長	企画県民部	県民生活、消費生活及び地域安全に関する事務を担当する。
科学情報局長	企画県民部	科学振興及び情報企画に関する事務を担当する。

第378条の表観光監の項中「産業労働部長の職務(観光分野)」を「観光交流及び観光振興に関する事務を担当するとともに、産業労働部長の職務(観光交流及び観光振興)に、「補佐するとともに」を「補佐し」に改め、同表部参事(医療制度担当)の項及び局参事の項を削り、同表企画調整参事の項中「総務課」を「社会福祉課、産業政策課及び県土企画局総務課」に改め、同項の次に次のように加える。

参事(政策統計担当)	統計課	政策立案における統計調査の活用に関する事務を処理する。
------------	-----	-----------------------------

第378条の表課参事(特区広域調整担当)の項を削り、同表街路担当参事の項の次に次のように加える。

参事(淡路プロジェクト担当)	公園緑地課	淡路花博2015花みどりフェア及びアニメアイランド構想の推進に関する事務を処理する。
----------------	-------	--

第378条の表課参事(特定課題・プロジェクト担当)の項を次のように改める。

団地再生参事	公営住宅課	住宅団地の再生その他公営住宅に係る特定課題の処理に関する事務を処理する。
--------	-------	--------------------------------------

第378条の表主幹の項を削り、同表課長補佐の項を次のように改める。

主幹	課、室又は工事検査室	課又は工事検査室の事務のうち、担当事務について、上司の職務を補佐するとともに、当該事務を処理する。
----	------------	---

第378条の表係長の項を削り、同表主任青少年指導専門員又は青少年指導専門員の項中「企画県民部企画財政局総務課」を「社会福祉課」に改め、同項の次に次のように加える。

主任児童指導専	社会福祉課	児童の指導に関する事務を処理する。
---------	-------	-------------------

門員又は児童指導専門員		
-------------	--	--

第378条の表企画専門員の項中「教育課」を「私学教育課」に改め、同表主査の項及び主任の項中「局又は課、室若しくは」を「課、室又は」に、「主幹、課長補佐、係長」を「班長、主幹」に改める。

第6章第2節の節名中「県民局」の右に「及び県民センター」を加える。

第380条中「課」を「課、室」に改める。

第383条第1項中「、県民局長」を「県民局長を、県民センターに県民センター長」に改め、同条第2項中「県民局長」の右に「又は県民センター長」を、「、県民局」の右に「又は県民センター」を加え、同条第3項中「県民局に」を「県民局（丹波県民局を除く。）に」に改め、同条第4項中「県民局の」を「県民局又は県民センターの」に改め、同項の表室長の項中「県民局」の右に「又は県民センター」を加え、同表課長の項中「管理する」を「管理し、又は処理する」に改める。

第384条中「県民局の」を「県民局又は県民センターの」に改め、同条の表参事の項中「県民局」の右に「、県民センター」を加え、同表中

交流連携参事	神戸県民局	地域の活性化及び地域協働による特色ある地域づくりの推進に関する事務を処理する。
阪神活性化参事	阪神南県民局	
北摂都市活性化参事	阪神北県民局	
地域振興参事	東播磨県民局	
まちむら交流参事	北播磨県民局	
交流観光参事	中播磨県民局	
元気づくり参事	西播磨県民局	
大丹波連携参事	丹波県民局	
ジオパーク参事	但馬県民局	

を  
「

阪神活性化参事	阪神南県民センター県民交流室	地域の活性化及び地域協働による特色ある地域づくりの推進に関する事務を処理する。
交流観光参事	中播磨県民センター県民交流室	
元気づくり参事	西播磨県民局県民交流室	
ジオパーク参事	但馬県民局地域政策室	
大丹波連携参事	丹波県民局県民交流室	
未来島参事	淡路県民局県	

	民交流室	
--	------	--

に改め、同表環境参事の項中「県民室等」を「県民交流室等」に改め、同項の次に次のように加える。

県民協働参事	但馬県民局地域政策室	県民運動、地域ビジョン及び環境の保全と創造に関する事務を処理する。
--------	------------	-----------------------------------

第384条の表危機管理員の項中「県民局」の右に「又は県民センター」を加え、同表中

副室長	室
-----	---

を

次長	県民交流室
----	-------

に改め、同表主幹の項及び所長補佐の項を次のように改める。

室長補佐	室	室の事務のうち、上司の職務を補佐するとともに、困難の度が高い事務を管理し、又は処理する。
所長補佐	事務所	事務所の事務のうち、上司の職務を補佐するとともに、困難の度が高い事務を管理し、又は処理する。

第384条の表所長補佐の項の次に次のように加える。

地域再生専門官	県民交流室等	地域再生に関する事務その他の担任意務を処理する。
---------	--------	--------------------------

第384条の表主任青少年指導官又は青少年指導官の項中「県民室等」を「県民交流室等」に改め、同表主任技術専門員又は技術専門員の項中「土地改良事務所、土地改良センター」を「農林振興事務所、農林水産振興事務所」に改める。

第385条及び第385条の2中「県民局」の右に「又は県民センター」を加える。

第385条の3第1項中「県民局長」の右に「又は県民センター長」を、「副局長」の右に「(県民センター及び丹波県民局にあっては、県民交流室長。次項において同じ。)」を加え、同条第2項中「県民局長及び」を「県民局長、県民センター長及び」に改め、「、県民局長」の右に「又は県民センター長」を加える。

第6章第3節の節名中「県民局」の右に「及び県民センター」を加える。

第386条第1項中「県民局」の右に「及び県民センター」を加え、「、県立こどもの館<sup>やかた</sup>にあっては館長」を削り、同条第3項の表幼児教育センター所長の項を削り、同表課長の項中「管理する」を「管理し、又は処理する」に改める。

第387条第1項の表副館長の項中「、職員会館又は県立こどもの館<sup>やかた</sup>」を「又は職員会館」に改め、同表次長の項中「県立総合衛生学院の事務部若しくは看護部」を「県立総合衛生学院の部」に改め、同表主幹の項を削り、同表所長補佐の項を次のように改める。

所長補佐	地方機関	地方機関の事務のうち、上司の職務を補佐するとともに、困難の度が高い事務を管理し、又は処理する。
------	------	---

第387条第1項の表主任児童指導専門員又は児童指導専門員の項を削る。

第390条を削り、第391条を第390条とする。

附則第2条第1項の表文書課公益法人室の項中「平成26年3月31日」を「平成28年3月31日」に改め、同表障害福祉局の項を次のように改める。

総合治水課武庫川総合治水室	平成29年 3月31日
---------------	-------------

附則第 2 条第 1 項の表生活消費局の項を削り、同表光都土木事務所河川復興室の項中「平成26年 3月31日」を「平成27年 3月31日」に改め、同条第 2 項の表参与（行財政構造改革担当）の項を削り、同表福祉監の項中「平成26年 3月31日」を「平成28年 3月31日」に改め、同表ビジョン局長の項中「ビジョン局長」を「科学情報局長」に、「平成26年 3月31日」を「平成29年 3月31日」に改め、同表広域防災参事の項中「平成26年 3月31日」を「平成28年 3月31日」に改め、同表部参事（人権担当）の項中「平成26年 3月31日」を「平成29年 3月31日」に改め、同表個人住民税特別対策官の項の次に次のように加える。

参事（淡路プロジェクト担当）	公園緑地課	平成29年 3月31日
----------------	-------	-------------

附則第 2 条第 2 項の表ジオパーク参事の項中「平成26年 3月31日」を「平成29年 3月31日」に改める。

附則第 3 条第 1 項中「情報企画課、大学課、政策調整課、広域行政課、エネルギー対策課、ビジョン課、地域振興課、地域再生課、統計課、県民文化局」を「芸術文化課、政策調整課、エネルギー対策課、文書課、ビジョン課、地域振興課、統計課、県民生活課、消費生活課、地域安全課、科学振興課、情報企画課」に改める。

別表動物愛護技術員の項中「ねこ」を「猫」に改め、同表に次のように加える。

係長	本庁の課又は工事検査室の事務のうち、担当事務を管理し、又は処理する。
----	------------------------------------

（労働委員会事務局組織規則の一部改正）

第 2 条 労働委員会事務局組織規則（昭和38年兵庫県規則第38号）の一部を次のように改正する。

促音に用いられている「つ」を「っ」に改める。

第 2 条中「係を」を「班を」に改め、同条の表を次のように改める。

課名	班名
総務調整課	総務調整班
審査課	審査班

第 5 条中「掌理し」を「管理し」に改める。

第 6 条第 1 項中「、副課長及び主幹」を「及び副課長」に、「係に係長」を「班に班長」に改め、同条第 2 項中「掌理する」を「管理する」に改め、同条第 4 項を削り、同条第 5 項中「係長」を「班長」に、「係の」を「班の」に、「掌理し」を「管理し」に改め、同項を同条第 4 項とする。

第 8 条の表を次のように改める。

職名	組織	職務
主幹	課	担当事務について、上司の職務を補佐するとともに、当該事務を処理する。
係長	課	担当事務を管理し、又は処理する。
主査	課	副課長、班長又は主幹の主として困難の度が高い職務を補助する。
主任	課	副課長、班長又は主幹の職務を補助する。

（地方公営企業法第39条第 2 項の知事が定める職に関する規則の一部改正）

第 3 条 地方公営企業法第39条第 2 項の知事が定める職に関する規則（昭和43年兵庫県規則第60号）の一部を次のように改正する。

第 1 条第 2 号中「室長、副課長、主幹、課長補佐及び係長」を「副課長、班長及び主幹」に改め、同条第 3 号中「主幹」を「所長補佐」に改める。

第 2 条第 2 号中「係長」を「班長」に、「、主幹及び課長補佐」を「及び主幹」に改め、同条第 3 号中「小児救急医療センター長」の右に「、小児がん医療センター長」を、「生活習慣病センター長」の右に「、緩和ケアセンター長、糖尿病センター長」を加える。

(地方公営企業法第15条第1項ただし書の主要な職員に関する規則の一部改正)

第4条 地方公営企業法第15条第1項ただし書の主要な職員に関する規則(昭和44年兵庫県規則第20号)の一部を次のように改正する。

第1条第2号中「室長、副課長、主幹、課長補佐及び係長」を「副課長、班長及び主幹」に改め、同条第3号中「、主幹」を削る。

第2条第2号中「係長」を「班長」に改め、「、課長補佐」を削り、同条第3号中「小児救急医療センター長」の右に「、小児がん医療センター長」を、「生活習慣病センター長」の右に「、緩和ケアセンター長、糖尿病センター長」を加える。

(収用委員会事務局の設置等に関する規則の一部改正)

第5条 収用委員会事務局の設置等に関する規則(平成16年兵庫県規則第42号)の一部を次のように改正する。

第3条第2項中「掌理し」を「管理し」に改める。

第4条の見出しを「(班長等)」に改め、同条の表を次のように改める。

職名	職務
班長	事務局長の命を受け、事務局の事務のうち、班の事務を管理し、又は担当事務を処理する。
主幹	事務局長の命を受け、事務局の事務のうち、担当事務について、上司の職務を補佐するとともに、当該事務を処理する。
係長	事務局長の命を受け、事務局の事務のうち、担当事務を管理し、又は処理する。
主査	班長又は主幹その他の上司の主として困難の度が高い職務を補助する。
主任	班長又は主幹その他の上司の職務を補助する。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成26年4月1日から施行する。ただし、第1条中行政組織規則第17条の2第1項第5号の改正規定は、東南海・南海地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法の一部を改正する法律(平成25年法律第87号)の施行の日から施行する。

(ため池の保全に関する条例施行規則の一部改正)

2 ため池の保全に関する条例施行規則(昭和26年兵庫県規則第49号)の一部を次のように改正する。  
 促音に用いられている「ㇿ」を「ㇾ」に改める。

第2条中「ㇿㇿㇿㇿ」の下に「ㇿㇿㇿㇿㇿㇿㇿ」を加える。

(県行造林規則等の一部改正)

3 次に掲げる規則の規定中促音に用いられている「つ」を「っ」に改める。

- (1) 県行造林規則(昭和36年兵庫県規則第16号)
- (2) 民有林林道事業補助金交付規則(昭和36年兵庫県規則第17号)
- (3) 農業委員会交付金等交付規則(昭和36年兵庫県規則第75号)
- (4) 庁舎管理規則(昭和37年兵庫県規則第26号)
- (5) 道路占用規則(昭和37年兵庫県規則第95号)
- (6) 建築確認の手續、建築基準の特例等を定める規則(昭和37年兵庫県規則第92号)
- (7) 海岸保全区域等における占用等に関する規則(昭和37年兵庫県規則第98号)
- (8) 兵庫県漁港管理規則(昭和38年兵庫県規則第64号)
- (9) 森林病虫害等防除事業補助金交付規則(昭和38年兵庫県規則第115号)
- (10) 低開発地域工業開発地区における県税の課税免除に関する条例施行規則(昭和38年兵庫県規則第134号)
- (11) 農林水産業災害復旧事業補助金交付規則(昭和39年兵庫県規則第12号)
- (12) 県税等に係る財務規則の特例に関する規則(昭和39年兵庫県規則第33号)
- (13) 水道事業等の認可手續等を定める規則(昭和39年兵庫県規則第26号)
- (14) 魚介類行商条例施行規則(昭和39年兵庫県規則第48号)
- (15) 胞衣及び産汚物取締条例施行規則(昭和39年兵庫県規則第52号)
- (16) 温泉に関する手續を定める規則(昭和39年兵庫県規則第81号)

- (17) 麻薬及び向精神薬の取締りに関する手続等を定める規則（昭和39年兵庫県規則第82号）
  - (18) 覚せい剤及び覚せい剤原料の取締りに関する手続等を定める規則（昭和39年兵庫県規則第83号）
  - (19) 生活保護に関する手続等を定める規則（昭和39年兵庫県規則第86号）
  - (20) 兵庫県税証紙徴収条例施行規則（昭和40年兵庫県規則第71号）
  - (21) 毒物及び劇物の取締りに関する手続等を定める規則（昭和42年兵庫県規則第5号）
  - (22) 卸売市場条例施行規則（昭和47年兵庫県規則第17号）
  - (23) 農村地域工業等導入地区における県税の課税免除に関する条例施行規則（昭和47年兵庫県規則第88号）
  - (24) 兵庫県営土地改良事業分担金等徴収条例施行規則（昭和49年兵庫県規則第63号）
  - (25) 港湾区域等における占用等に関する規則（昭和51年兵庫県規則第12号）
  - (26) 貸金業の登録に関する手続等を定める規則（昭和58年兵庫県規則第66号）
  - (27) 化製場等に関する規則（昭和59年兵庫県規則第78号）
- 4 次に掲げる規則の規定中「県民局長」の右に「（県民センターにあっては、県民センター長。以下同じ。）」を加える。
- (1) 県行造林規則第19条第1項
  - (2) 火薬類の取締りに関する手続等を定める規則（昭和37年兵庫県規則第35号）第35条第1項の表以外の部分
  - (3) 食品衛生に関する基準及び営業の手続等を定める規則（昭和38年兵庫県規則第11号）第17条の3
  - (4) 低開発地域工業開発地区における県税の課税免除に関する条例施行規則第4条
  - (5) 蜜蜂の飼育の届出手続等を定める規則（昭和39年兵庫県規則第9号）第2条
  - (6) 児童福祉規則（昭和39年兵庫県規則第45号）第16条第2項
  - (7) 温泉に関する手続を定める規則第19条本文
  - (8) 麻薬及び向精神薬の取締りに関する手続等を定める規則第17条第1項本文
  - (9) 覚せい剤及び覚せい剤原料の取締りに関する手続等を定める規則第13条第1項
  - (10) 精神保健及び精神障害者福祉に関する手続を定める規則（昭和40年兵庫県規則第98号）第8条の2
  - (11) 農村地域工業等導入地区における県税の課税免除に関する条例施行規則第4条
  - (12) 廃棄物の処理及び清掃に関する規則（平成4年兵庫県規則第62号）第47条の表一般廃棄物処理施設設置許可申請書の項
  - (13) 離島振興対策実施地域における県税の課税免除に関する条例施行規則（平成5年兵庫県規則第18号）第6条
  - (14) 過疎地域における県税の課税免除に関する条例施行規則（平成12年兵庫県規則第63号）第4条
  - (15) 産業の集積による経済及び雇用の活性化に関する条例施行規則（平成14年兵庫県規則第57号）第11条（民有林林道事業補助金交付規則等の一部改正）
- 5 次に掲げる規則の規定中「県民局長」の右に「又は県民センター長」を加える。
- (1) 民有林林道事業補助金交付規則第22条第2項
  - (2) 兵庫県港湾施設管理条例施行規則（昭和36年兵庫県規則第49号）第19条
  - (3) 農業委員会交付金等交付規則第16条
  - (4) 危険物の規制に関する規則（昭和37年兵庫県規則第66号）第14条
  - (5) 道路占用規則第16条
  - (6) 建築確認の手続、建築基準の特例等を定める規則第22条第2号
  - (7) 海岸保全区域等における占用等に関する規則第10条
  - (8) クリーニング業の届出手続等を定める規則（昭和38年兵庫県規則第13号）別表経由機関の欄
  - (9) 兵庫県漁港管理規則第7条
  - (10) 森林病虫害等防除事業補助金交付規則第13条
  - (11) 農林水産業災害復旧事業補助金交付規則第26条
  - (12) 水道事業等の認可手続等を定める規則第26条
  - (13) 宅地建物取引業に関する手続等を定める規則（昭和40年兵庫県規則第15号）第15条
  - (14) 母子保健規則（昭和41年兵庫県規則第24号）第2条第2項
  - (15) 卸売市場条例施行規則第27条
  - (16) 造林事業補助金交付規則（昭和48年兵庫県規則第82号）第16条
  - (17) 兵庫県営土地改良事業分担金等徴収条例施行規則第6条



- (18) 港湾区域等における占用等に関する規則第13条
- (19) 浄化槽保守点検業者の登録に関する条例施行規則（昭和60年兵庫県規則第81号）第21条
- (20) 国営土地改良事業負担金徴収条例施行規則（平成3年兵庫県規則第26号）第4条
- (21) 臨港地区の分区内における構築物の規制に関する条例施行規則（平成23年兵庫県規則第16号）第3条（庁舎管理規則の一部改正）
- 6 庁舎管理規則の一部を次のように改正する。  
別表第1庁舎管理責任者の欄中「神戸県民局長」を「神戸県民センター長」に、「阪神南県民局長」を「阪神南県民センター長」に、「中播磨県民局長」を「中播磨県民センター長」に改める。  
別表第2庁舎管理責任者の欄中「神戸県民局長」を「神戸県民センター長」に、「阪神南県民局長」を「阪神南県民センター長」に改める。  
（県税等に係る財務規則の特例に関する規則の一部改正）
- 7 県税等に係る財務規則の特例に関する規則の一部を次のように改正する。  
第6条第2項中「当該県民局」の右に「（県民センターを含む。以下同じ。）」を加える。  
第17条中「県民局長」の右に「又は県民センター長」を加える。  
（魚介類行商条例施行規則の一部改正）
- 8 魚介類行商条例施行規則の一部を次のように改正する。  
第7条本文中「県民局長（）」を「県民局長（県民センターにあつては、県民センター長。以下同じ。）（）」に改め、同条ただし書中「もより」を「最寄り」に改める。  
（胞衣及び産汚物取締条例施行規則等の一部改正）
- 9 次に掲げる規則の規定中「すべて」を「全て」に改め、「県民局長」の右に「又は県民センター長」を加える。  
(1) 胞衣及び産汚物取締条例施行規則第6条  
(2) 化製場等に関する規則第22条  
(3) 産業廃棄物処理施設の設置に係る紛争の予防と調整に関する条例施行規則（平成元年兵庫県規則第49号）第19条  
（生活保護に関する手続等を定める規則の一部改正）
- 10 生活保護に関する手続等を定める規則の一部を次のように改正する。  
第2条中「をいう」を「又は県民センター長をいう。以下同じ」に改める。  
（河川管理規則の一部改正）
- 11 河川管理規則（昭和40年兵庫県規則第56号）の一部を次のように改正する。  
第2条中「県民局」の右に「又は県民センター」を加える。  
第12条中「県民局長」の右に「又は県民センター長」を加える。  
（兵庫県税証紙徴収条例施行規則の一部改正）
- 12 兵庫県税証紙徴収条例施行規則の一部を次のように改正する。  
第6条第1項中「県民局長」の右に「（県民センターにあつては、県民センター長。以下同じ。）」を加える。  
第7条中「県民局」の右に「（県民センターを含む。以下同じ。）」を加える。  
（毒物及び劇物の取締りに関する手続等を定める規則の一部改正）
- 13 毒物及び劇物の取締りに関する手続等を定める規則の一部を次のように改正する。  
第17条第1項の表經由機関の欄中「県民局長。」を「県民局長（県民センターにあつては、県民センター長。以下同じ。）」に改める。  
（公舎管理規則の一部改正）
- 14 公舎管理規則（昭和42年兵庫県規則第46号）の一部を次のように改正する。  
第6条第2項第1号中「県民局長」の右に「、県民センター長」を加える。  
別表第1集中管理公舎の管理者の欄中「阪神南県民局長」を「阪神南県民センター長」に、「中播磨県民局長」を「中播磨県民センター長」に改める。  
（公有財産規則の一部改正）
- 15 公有財産規則（昭和58年兵庫県規則第11号）の一部を次のように改正する。  
第4条第2項中「県民局」の右に「（県民センターを含む。以下同じ。）」を加える。  
第10条第3項中「県民局長」の右に「（県民センターにあつては、県民センター長。以下同じ。）」を加える。  
（貸金業の登録に関する手続等を定める規則の一部改正）

- 16 貸金業の登録に関する手続等を定める規則の一部を次のように改正する。  
第2条中「県民局」の右に「(県民センターを含む。以下同じ。)」を加える。  
第9条中「県民局長の」を「県民局長(県民センターにあっては、県民センター長。以下同じ。)の」に改める。  
(環境の保全と創造に関する条例施行規則の一部改正)
- 17 環境の保全と創造に関する条例施行規則(平成8年兵庫県規則第1号)の一部を次のように改正する。  
第51条中「県民局長」の右に「又は県民センター長」を、「の県民局」の右に「又は県民センター」を加える。  
(文書管理規則の一部改正)
- 18 文書管理規則(平成12年兵庫県規則第55号)の一部を次のように改正する。  
第2条第5号中「規定する地方機関」を「規定する県民局(県民センターを含む。以下同じ。)以外の地方機関」に改め、同号ウを同号エとし、同号イを同号ウとし、同号アの次に次のように加える。  
イ 行政組織規則第75条第2項に規定する課  
第2条第7号中「(県民局長を除く。)及び行政組織規則第75条第2項に規定する課に係る文書等の管理にあっては、県民局長の指定する者」を「(第5号イに掲げる組織にあっては、県民局長)」に改め、同条第9号中「企画県民部管理局文書課長」を「企画県民部文書課長(以下「文書課長」という。)」に改める。  
第9条第3項中「企画県民部管理局文書課長(以下「文書課長」という。)」を「文書課長」に改める。  
(森林における開発行為の許可、保安林の指定等の手続を定める規則の一部改正)
- 19 森林における開発行為の許可、保安林の指定等の手続を定める規則(平成12年兵庫県規則第77号)の一部を次のように改正する。  
第11条中「県民局長」の右に「又は県民センター長」を加える。  
様式第1号中「管轄県民局長名」を「管轄する県民局又は県民センターの名称」に改める。